

令和6年度

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

(第1回)

# 別冊資料

# 令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持事業 計画認定申請について

紀の川市地域巡回バスのうち、地域公共交通計画に確保又は維持が必要な路線として掲載され、輸送量等の一定の要件を満たす路線・コースについては、地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の活用による路線の確保・維持を図ります。

上記補助事業の計画認定申請において、補助対象路線に関する概要や定量的な目標等の詳細について、本協議会において協議が調っている必要があることから、申請内容について審議をお願いするものです。

今回は令和 7 年度（補助対象期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）に関する内容となります。

※本計画認定申請書の国への提出に際し、基本的な考えや方向性に影響のない軽微な変更については、事務局で修正を加える場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会  
住 所 和歌山県紀の川市西大井 3 3 8 番地  
代表者氏名 会 長 栗本 宗彦

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

## 補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 紀の川市

計画名称: 紀の川市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所 (頁)
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P37の図及びP38の表で、市内幹線及び市内支線として位置づけ。P40, P41に詳細な路線図を記載。</li> <li>・ P38の表中に市内幹線と市内支線の役割を記載。補助対象路線は赤色または青色で表示。</li> </ul>
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P39の表中に地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性を記載。
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P39の表中に各運行系統の概要及び運行事業者を記載。
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者数及びその評価手法 (P32, P33)</li> <li>・ 収支及びその評価手法 (P35)</li> <li>・ 自治体等負担額及びその評価手法 (p35)</li> </ul>

表. 基本目標（その1）

基本方針	指標	現状	目標値 (2028年度)
基本方針1 地域特性に応じた、きめ細やかな地域公共交通づくり	地域巡回バス及びデマンド型乗合交通の利用者数	2.6	⇒ 3.5 (万人/年)
	日常生活において交通手段に不便を感じている市民の割合	54.1	⇒ 48 (%)

【現況値の算出方法】

- ① 地域巡回バス及びデマンド型乗合交通の利用者数
  - 地域巡回バス及びデマンド型乗合タクシーの利用者総数（2022年度）
- ② 日常生活において交通手段に不便を感じている市民の割合
  - 第2次紀の川市長期総合計画 後期基本計画策定に係る市民意識調査（2022年度）

(2) 基本方針2に対応する目標

指標：鉄道・幹線バス路線の利用者数

- 本市の状況を踏まえると、利用者となる沿線人口は減少していく中で、利用者を維持していくことは容易ではありません。しかしながら、市民の移動を支える交通システムとして、既存サービスを維持していくためには、経営を支える需要が維持されることが前提となっていきます。
- そのため、各公共交通機関の連携の強化や交通拠点の整備、一体的なネットワークとしての利用環境の改善等を通じ、各公共交通機関の利用を促進し、現状より利用者数が増加することを目標とします。

表. 基本目標（その2）

基本方針	指標	現状	目標値 (2028年度)
基本方針2 将来にわたって 持続可能な地域 公共交通ネット ワークの実現	鉄道・幹線バス路線の利用者数  ※鉄道：市内駅の1日あたりの乗降客総数 バス：各路線の年間利用者数	(JR) 4.7	⇒ 4.8 (千人/日)
		(和歌山電鐵) 1.5	⇒ 1.8 (千人/日)
		(和歌山バス那賀： 粉河熊取線) 4.1	⇒ 5.1 (万人/年)
		(紀の川コミュニティバス) 2.0	⇒ 2.1 (万人/年)

【現況値の算出方法】

- ① JRの利用者数
  - ✓ 市内5駅の1日あたりの乗降客総数（2022年度）
- ② 和歌山電鐵の利用者数
  - ✓ 市内4駅の1日あたりの乗降客総数（2022年度）
- ③ 和歌山バス那賀：粉河熊取線の利用者数
  - ✓ 和歌山バス那賀：粉河熊取線の年間利用者数（2022年度）
- ④ 紀の川コミュニティバスの利用者数
  - ✓ 紀の川コミュニティバスの年間利用者数（2022年度）

表. 基本目標（その3）

基本方針	指標	現状		目標値 (2028年度)
基本方針3 地域・事業者・行政 が一体となって地域 公共交通を支える理 解醸成や体制づくり	市が運行する地域公共交通の収支率（※）	3.4	⇒	5.4 (%)
	地域公共交通に対する市の財政負担額	1.1	⇒	1.4 (億円/年)
	モビリティ・マネジメントの実施回数（※）	3	⇒	6 (回/年)

【現況値の算出方法】

① 市が運行する地域公共交通の収支率

- ✓ 地域巡回バス、デマンド型乗合タクシー（定時定路線）及び紀の川コミュニティバスの運行費用に占める運行収入の割合（2022年度）

（※）地域間幹線系統補助金の対象系統（粉河熊取線）については、和歌山県地域公共交通計画において、県内の対象系統を一体的に評価等するため、本計画では対象から除外

② 地域公共交通に対する市の財政負担額

- ✓ 路線バス・地域巡回バス等の運行に係る市の補助額（2022年度）

③ モビリティ・マネジメントの実施回数

- ✓ 実績値（2022年度）

（※）乗り方教室・利用方法の説明会の開催など、地域公共交通への理解醸成及び利用促進に資する取組の実施回数

#### 4.4.2 将来ネットワークの第1段階【2024年度（令和6年度）】

将来的には、4.4.1 で示した将来ネットワークの構築を目指しますが、地域公共交通は地域の生活に深くかかわるものであり、大幅な見直しを短期間で進めることは適切ではありません。そのため、将来ネットワークの構築に向けて、地域の実情に合わせた検討、地域との対話などを積み重ね、段階的に取組を進めていくこととして、2024年度（令和6年度）に実現を目指す将来ネットワークを以下に定めます。

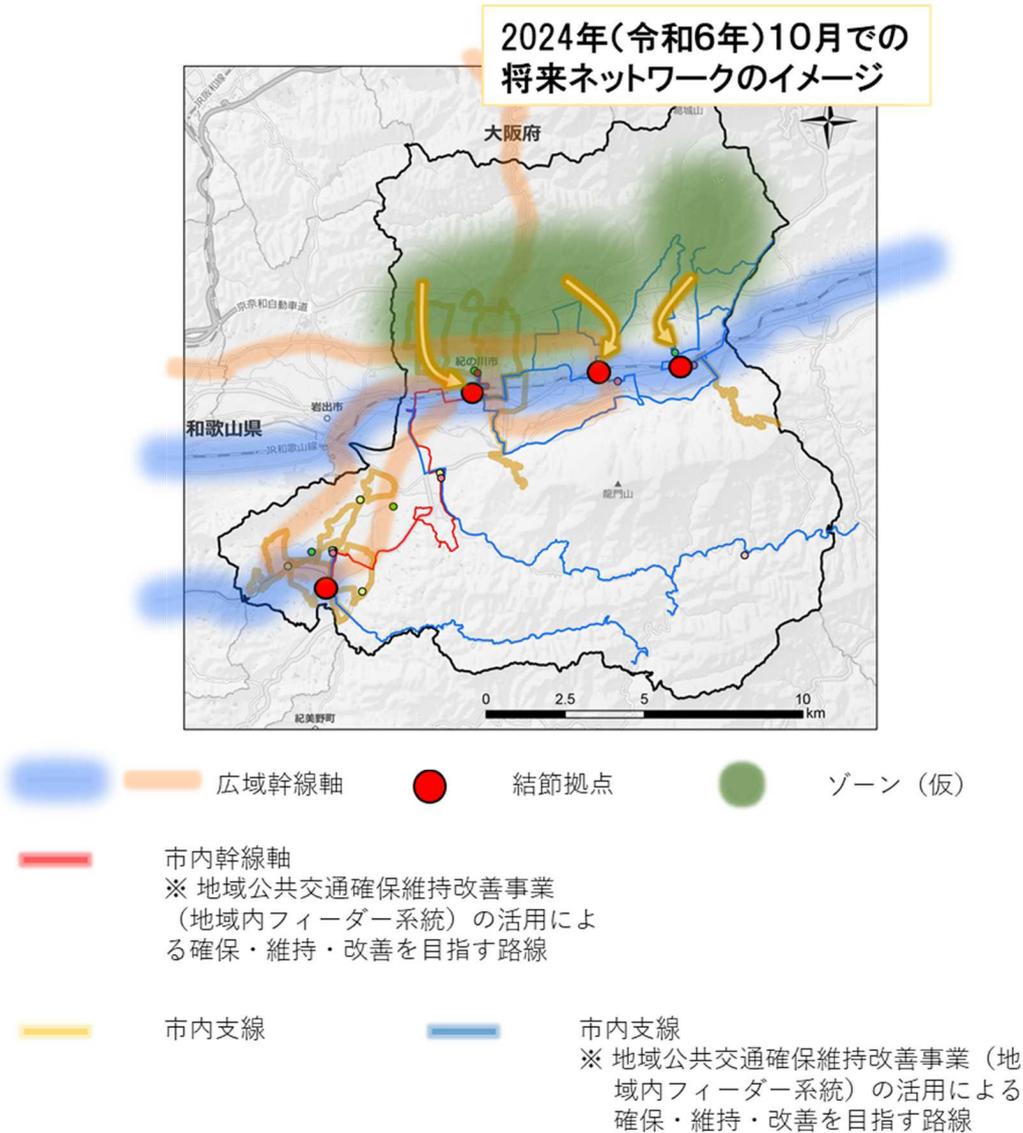


図. 将来ネットワークの第1段階

(進め方)

- ◇ 現行の地域巡回バスで効率的に運行できていない河北東・河北西エリアについて、2024年度（令和6年度）中に現行の地域巡回バス路線の代替交通としてデマンド型区域運行サービスの実証運行を開始します。
- ◇ なお、実証運行期間中は地域の生活への影響を考慮し、既存の地域巡回バス等を維持し、実証運行の評価を行いながら、地域の移動手段のあり方を検討していきます。

表. ネットワークを構成する地域公共交通サービスの位置づけや役割

位置づけ	役割		具体的な路線
広域幹線	鉄道	地域公共交通ネットワークの骨格を形成し、都市圏を超える、生活や観光など、幅広い目的を持つ移動について、多面的に支える。	J R 和歌山線 和歌山電鐵貴志川線
	バス	鉄道とともに、都市圏を超える、生活や観光など、幅広い目的を持つ移動について、多面的に支える。	和歌山バス那賀 粉河熊取線 <sup>※1</sup>
		市域をまたぐ路線として、市内と周辺都市を結び、通学や通院など、日常生活に不可欠な移動を支える。	和歌山バス那賀 紀伊粉河線 紀の川コミュニティバス (岩出市、紀の川市)
市内幹線	バス	市域で運行される2つの鉄道軸を結ぶことで、それぞれに機能を有する南北拠点間における生活や観光など、幅広い目的を持つ移動について、多面的に支える。	地域巡回バス（紀の川市） <sup>※2</sup> ・ <b>打田貴志川コース</b>
市内支線	バス	広域幹線・市内幹線に接続する支線であり、市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える。	地域巡回バス（紀の川市） <sup>※2</sup> ・ <a href="#">名手上那賀支所コース</a> ・ <a href="#">川原西脇コース</a> ・ <a href="#">赤尾藤井コース</a> ・ <a href="#">長田竜門コース</a> ・北勢田コース ・三谷コース ・黒土高野コース ・東貴志丸栖コース ・西貴志コース ・ <a href="#">桃山鞆淵コース</a> ・ <a href="#">細野貴志川コース</a>
	デマンド交通	バスとともに、広域幹線・市内幹線に接続する支線であり、市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える。	デマンド型乗合交通 <sup>※2</sup> （紀の川市） ・名手駅～赤沼田地区 ・河北西エリア（実証運行） ・河北東エリア（実証運行）
個別輸送	タクシー	よりきめ細やかな需要や、広域幹線、市内幹線や市内支線で支えることのできない地域の移動を面的に支える。	一般タクシー（2社）

※1：**和歌山バス那賀 粉河熊取線**については、市域と大阪府方面に直接移動するための唯一の地域公共交通機関であり、生活や観光など、幅広い目的を持つ移動を支え、その確保・維持の必要性がより高いことから、**地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）**の活用による確保・維持・改善を目指します。

※2：**地域巡回バス**ならびに**デマンド型乗合交通**のうち、**赤色・青色**で示すコースについては、沿線住民の買物、通院など日常生活の移動支援を維持する唯一の地域公共交通機関であり、市内の地域公共交通ネットワークの中でも、その確保・維持の必要性がより高いことから、**地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）**の活用による確保・維持・改善を目指します。

表. 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）により運行を確保・維持する  
運行系統の概要及び運行予定者

運行事業者	運行系統名	起点	主な経由地	終点	運行形態	地域公共交通確保維持改善事業に係る目的・必要性
和歌山バス那賀株	① 名手上那賀支所コース	紀の川市那賀支所	コメリ那賀店	紀の川市那賀支所	路線定期	「名手駅前」バス停で JR 和歌山線と接続。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持
	② 川原西脇コース	紀の川市那賀支所	粉河駅	紀の川市那賀支所	路線定期	「名手駅前」「粉河駅」バス停で JR 和歌山線と接続。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持
	③ 赤尾藤井コース	紀の川市役所	藤井	紀の川市役所	路線定期	「粉河駅」バス停で JR 和歌山線と接続。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持
	④ 長田竜門コース	紀の川市役所	杉原	紀の川市役所	路線定期	「打田駅」バス停で JR 和歌山線と接続。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持
	⑤ 打田貴志川コース	貴志駅	ショッピングタウン前	紀の川市役所	路線定期	「貴志駅」バス停で和歌山電鐵貴志川線と接続し、「下井阪駅東」「打田駅」バス停で JR 和歌山線と接続。両鉄道軸及び都市拠点間を結ぶ幹線軸として、沿線住民の日常生活を支えるため運行を維持
(株)有交紀北	⑥ 細野貴志川コース	紀の川市貴志川支所	貴志駅	垣内	路線定期	「貴志駅」バス停で和歌山電鐵貴志川線と接続。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持
	⑦ 桃山鞆淵コース	オーストリート前	紀の川市桃山支所	下志賀	路線定期	「紀の川市桃山支所」バス停で近隣市の岩出市にまたがる地域間交通ネットワーク路線である紀の川コミュニティバスと接続。また、「鳥淵」～「下志賀」バス停間の一部区間でかつらぎ町内を運行する。山間部等の公共交通空白地域の解消及び沿線住民の日常生活に必要な移動手段の確保のため運行を維持

1章

2章

3章

4章

5章

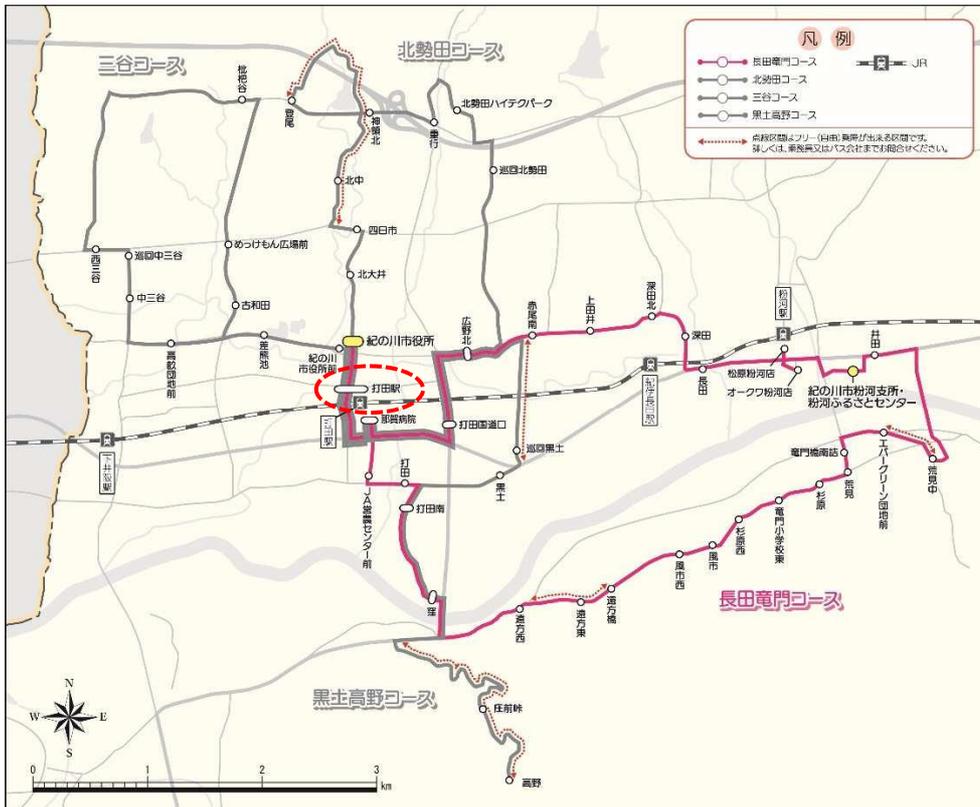
6章

【参考】地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）により運行を確保・維持する運行系統

- ① 名手上那賀支所コース / ② 川原西脇コース / ③ 赤尾藤井コース



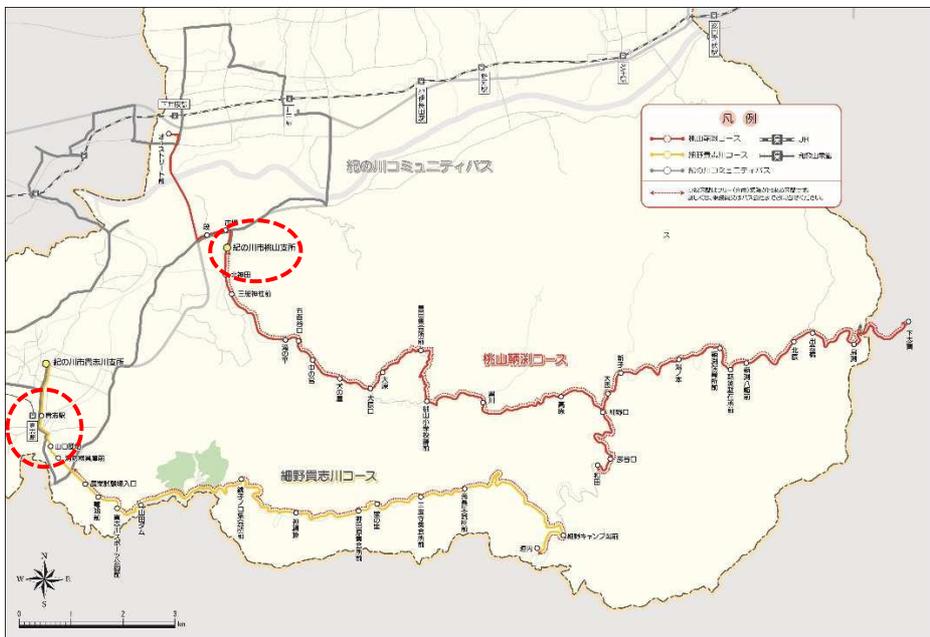
- ④ 長田竜門コース



⑤ 打田貴志川コース



⑥ 細野貴志川コース / ⑦ 桃山鞆淵コース



- 1章
- 2章
- 3章
- 4章
- 5章
- 6章

令和6年6月 日

(名称) 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

## (目的・必要性)

平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生した。合併により市の面積が228.21 km<sup>2</sup>に拡大し、行政サービス調整の一つとして、地域公共交通サービスの連携・構築が図られた。合併当時、旧町ごとに地域公共交通のサービスレベルが異なっており、特に高齢者や障害者などの交通弱者にとって市内（合併前の隣町への）移動が困難となっている状況が浮き彫りとなった。

また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等も生じており、市内全域をカバーする地域公共交通の導入が望まれた。こうした状況のもと、交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月から市役所、病院、駅、商業施設等を経由する「紀の川市地域巡回バス（以下、「地域巡回バス」）」の試行運転を実施した。このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところである。

試行運行中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用しながら、平成21年5月から地域巡回バスの本格運行を開始した。

平成19年4月の試行運行開始から15年以上が経過し、地域巡回バスの認知度は高齢者や障害者の移動手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきている。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えている。

以上の経緯を踏まえ、市民・事業者・行政等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるよう、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とする。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

紀の川市は、令和6年3月に「紀の川市地域公共交通計画」（以下、「計画」）を策定した。計画において、地域巡回バスの運行に関する定量的な目標値（令和10年度）について、以下のとおり設定している。

- ・地域巡回バス及びデマンド型乗合交通の利用者数…35,000人/年（計画 P32）
- ・市が運行する地域公共交通の収支率…5.4%（計画 P35）
- ・地域公共交通に対する市の財政負担額…1.4億円/年（計画 P35）

上記目標については、人口減少やさらなる高齢化が見込まれる中、計画期間内において地域特性に応じた輸送手段の導入などを通じ、市民ニーズに応じたきめ細やかな地域公共交通づくりを進めることで、利用者数を新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に回復させるとともに、利用者数の増加に伴う収支率の向上や運行の効率化による市の財政負担額増加の抑制等により、持続可能な地域公共交通を確保することを目標として設定したものである。

令和7年度の地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）における目標については、利用促進等の取組により、地域巡回バス（地域公共交通確保維持事業対象路線）の利用者数を直近実績より改善（1日当たりの利用者数を1人増加させる）ことにより、上記計画目標の達成に近づけることを目標とする。

路線名 (コース名)	令和7年度(目標)		(参考) 令和5年度(実績)	
	利用者数	1日当たりの利用者数	利用者数	1日当たりの利用者数
粉河那賀路線 (名手上那賀支所コース 及び川原西脇コース)	6,045人	16.7人/日	5,701人	15.7人/日
打田粉河路線 (赤尾藤井コース及び長 田竜門コース)	3,475人	9.6人/日	3,102人	8.6人/日
打田貴志川路線 (打田貴志川及び細野貴志 川コース)	7,168人	19.8人/日	6,814人	18.8人/日
粉河桃山路線 (桃山鞆淵コース)	2,606人	7.2人/日	2,256人	6.2人/日
合計	19,294人	53.3人/日	17,873人	49.3人/日

## (2) 事業の効果

対象路線を維持することで、以下の3点の効果が得られると考えられる。

- ・山間部等の公共交通空白地域の解消
- ・高齢者等の日常生活（通院・買い物）に必要な移動手段の確保
- ・他の路線バスや駅への接続による広域的な公共交通ネットワークの形成

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

紀の川市を実施主体として、以下の取組を実施

- ・市の広報紙、ホームページ、出前講座等を活用した情報発信
- ・時刻表の配布（市内高校・転入者等）による利用促進
- ・駅前駐輪場、駐車場の整備による鉄道・バスの利便性向上
- ・その他、地域巡回バス等を活用したイベントについて、随時関係者と連携しながら企画・実施

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行事業者への補助金額については紀の川市が負担し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
運行事業者から実績を提供いただき、利用状況等の評価を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
運行車両は、登録から10年を超し（平成20年導入）、走行距離が100万kmに迫っており、安全運行のため老朽化した車両の早急な買換えを行う必要があった。 また、運行路線の道路特性から小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。そのため、過去の利用者実績値等により、乗車定員13人の小型車両を導入することとした。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
老朽化した車両を更新し、地域巡回バスの運行を維持する。 ○令和4年10月導入車両 i. 導入車両：トヨタハイエースコンピューター ii. 導入時期：令和4年10月 iii. 導入台数：1台 なお、目標は、2(1)「事業の目標」に記載のとおり
(2) 事業の効果

車両導入により路線を維持し、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付  
運行事業者への補助金額については紀の川市が負担し、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

本協議会の近年の開催状況と主な議論の内容は、下表のとおり。

開催日	主な議題
令和4年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度第1回協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業報告について【承認】</li> <li>・令和3年度会計歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・令和4年度事業計画（案）について（地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外について）【承認】 （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和5年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について）</li> <li>・令和4年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】</li> </ul> </li> </ul>
令和5年 1月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度第2回協議会（書面協議）               <ul style="list-style-type: none"> <li>【発送日】：令和4年12月26日</li> <li>【提出期限】：令和5年1月12日</li> <li>・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】</li> <li>・令和4年度会計歳入歳出予算の減額補正（案）について【承認】</li> </ul> </li> </ul>
令和5年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度第3回協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域巡回バス貴志川路線の運行事業者変更について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】</li> <li>・公共交通に関するアンケート調査の集計結果について【報告】</li> </ul> </li> </ul>
令和5年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度第1回協議会（書面協議）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度事業報告について【承認】</li> <li>・令和4年度会計歳入歳出決算について【承認】</li> <li>・令和5年度事業計画（案）について （地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和6年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について」【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通計画の策定方針について【承認】</li> <li>・令和5年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】</li> <li>・安全性確保対策のためのバス停留所の移設について【承認】</li> </ul> </li> </ul>
令和5年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度第2回協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客を対象とした事業者協力型自家用有償旅客運送事業について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通計画の策定について【協議】</li> </ul> </li> </ul>
令和6年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度第3回協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】</li> <li>・紀の川市地域巡回バスの見直しの方向性について【承認】</li> <li>・紀の川市地域公共交通計画素案について【承認】</li> </ul> </li> </ul>
令和6年 3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度4回協議会（書面協議）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀の川市地域公共交通計画の策定について【承認】</li> <li>・紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について【承認】</li> <li>・令和6年度の協議会開催予定等について【報告】</li> <li>・紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について【報告】</li> </ul> </li> </ul>
令和6年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度第1回協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度事業報告について【●●】</li> <li>・令和5年度会計歳入歳出決算について【●●】</li> <li>・令和6年度事業計画（案）について【●●】</li> <li>・令和6年度会計歳入歳出予算（案）について【●●】</li> <li>・AI オンデマンド交通導入に関する進捗状況について【●●】</li> </ul> </li> </ul>

## 19. 利用者等の意見の反映状況

本協議会の構成員には合併した旧町（打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町）それぞれの代表区長等が含まれており、住民代表者の意見等を重視している。

バスに関する地域の区長要望については、協議会事務局（紀の川市交通政策課）において随時受け付けており、路線再編時には考慮している。

## 20. （粉河桃山路線）桃山鞆淵コースを補助対象系統としてかつらぎ町の地域公共交通計画に位置付けない理由

（粉河桃山路線）桃山鞆淵コースは、かつらぎ町にまたがる系統であるが、かつらぎ町の地域公共交通計画は今後策定予定となっており、以下の理由から当該系統を補助対象系統として位置付けない見込みである。

①主として紀の川市民の移動手段を確保するために運行している系統であること。

②かつらぎ町は、補助系統に係る費用負担は行っていないこと。

③かつらぎ町は、補助系統に係る補助申請を行わないこと。

そのため、かつらぎ町の運行区間も含めて紀の川市が補助申請を行うこととする。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）和歌山県紀の川市西大井 338 番地

（所 属）紀の川市役所企画部交通政策課

（氏 名）主査 井辺 将文

（電 話）0736-79-3921

（e-mail）k030200-001@city.kinokawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川 市那賀 支所	コメリ那 賀店	紀の川 市那賀 支所	往20.3km 復20.3km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1) JR和歌山線「名手駅」に 接続	③	
	和歌山バス那賀(株)	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川 市那賀 支所	粉河駅	紀の川 市那賀 支所	往20.5km 復20.5km	362日	1,086回			路線定期運行	②(1) JR和歌山線「名手駅」 「粉河駅」に接続	③	
	和歌山バス那賀(株)	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川 市役所	藤井	紀の川 市役所	往21.6km 復21.6km	362日	905回			路線定期運行	②(1) JR和歌山線「粉河駅」 「打田駅」に接続	③	
	和歌山バス那賀(株)	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川 市役所	杉原	紀の川 市役所	往20.7km 復20.7km	362日	724回			路線定期運行	②(1) JR和歌山線「打田駅」に 接続	③	
	和歌山バス那賀(株)	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	ショッピ ングタウ ン前	紀の川 市役所	往20.2km 復20.2km	362日	2353回			路線定期運行	②(1) JR和歌山線「下井阪駅」 「打田駅」及び和歌山電鐵 「貴志駅」に接続	③	
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川 市貴志 川支所	貴志駅	垣内	往16.5km 復16.5km	362日	905回			路線定期運行	②(1) 和歌山電鐵貴志川線 「貴志駅」に接続	③	
	(株)有交紀北	(7) (粉河桃山路線) 桃山鞆渕コース	オース トリート 前	紀の川 市桃山 支所	下志賀	往29.0km 復29.0km	243日	607.5回			路線定期運行	②(1) 和歌山バス那賀が運行す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」と「紀 の川市桃山支所」他で接続	③	

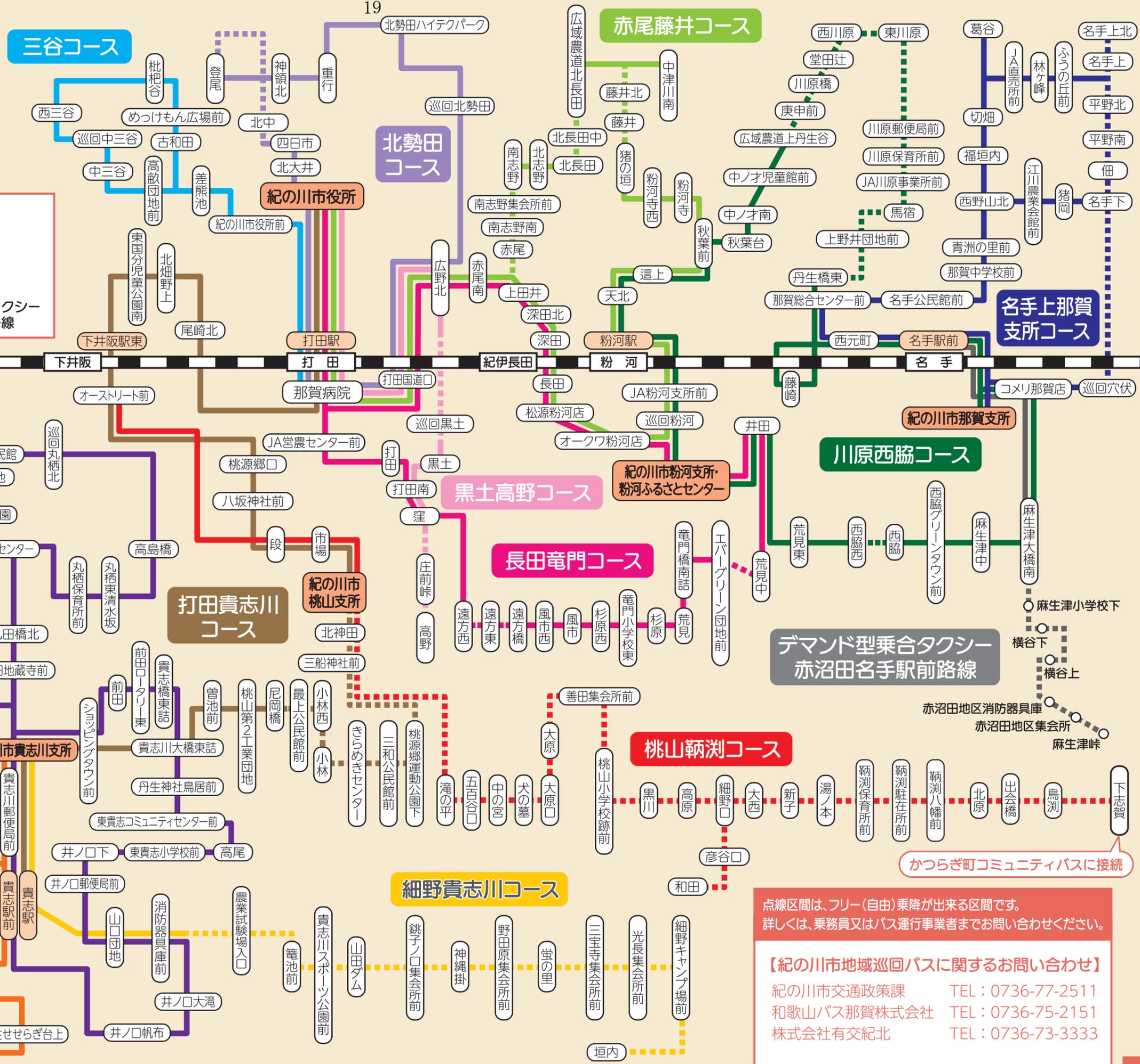
(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

# 紀の川市 地域巡回バス 運行系統図

(令和5年4月1日現在)

- 名手上那賀支所コース
- 川原西脇コース
- 赤尾藤井コース
- 長田竜門コース
- 北勢田コース
- 三谷コース
- 黒土高野コース
- 打田貴志川コース
- 東貴志丸栖コース
- 西貴志コース
- 桃山鞆淵コース
- 細野貴志川コース
- デマンド型乗合タクシー  
赤沼田名手駅前路線



点線区間は、フリー（自由）乗降が出来る区間です。  
詳しくは、乗務員又はバス運行事業者までお問い合わせください。

**【紀の川市地域巡回バスに関するお問い合わせ】**  
 紀の川市交通政策課 TEL: 0736-77-2511  
 和歌山バス那賀株式会社 TEL: 0736-75-2151  
 株式会社有交紀北 TEL: 0736-73-3333

粉河那賀路線											
(1) 名手上那賀支所コース											
No.	停留所	和程	所要	↓			和程	所要	↑		
100	紀の川市那賀支所	0.4	0:02	8:30	10:35	17:40	0.4	0:00	8:20	13:15	17:30
101	名手駅前	0.3	0:01	8:32	10:37	17:42	0.3	0:09	8:11	13:06	17:21
102	西元町	0.3	0:00	8:33	10:38	17:43	0.3	0:01	8:10	13:05	17:20
200	那賀総合センター前	0.3	0:01	8:33	10:38	17:43	0.3	0:00	8:10	13:05	17:20
155	名手公民館前	0.6	0:01	8:34	10:39	17:44	0.6	0:01	8:09	13:04	17:19
103	那賀中学校前	0.4	0:01	8:35	10:40	17:45	0.4	0:01	8:08	13:03	17:18
104	青洲の里前	0.6	0:01	8:36	10:41	17:46	0.6	0:01	8:07	13:02	17:17
118	西野山北	0.4	0:01	8:37	10:42	17:47	0.4	0:01	8:06	13:01	17:16
117	江川農業会館前	0.3	0:00	8:38	10:43	17:48	0.3	0:01	8:05	13:00	17:15
116	猪岡	0.5	0:01	8:38	10:43	17:48	0.5	0:00	8:05	13:00	17:15
115	名手下	0.5	0:01	8:39	10:44	17:49	0.5	0:01	8:04	12:59	17:14
114	佃	0.8	0:01	8:40	10:45	17:50	0.8	0:01	8:03	12:58	17:13
113	平野南	0.5	0:01	8:41	10:46	17:51	0.5	0:01	8:02	12:57	17:12
112	平野北	0.9	0:01	8:42	10:47	17:52	1.9	0:01	8:01	12:56	17:11
110	名手上	0.3	0:01	8:43	10:48	17:53	0.3	0:04			
111	名手上北	0.3	0:00	8:44	10:49	17:54	0.3	0:00	7:57	12:52	17:07
110	名手上	2.6	0:04				1.6	0:01	7:56	12:51	17:06
109	ふうの丘前	0.5	0:01	8:48	10:53	17:58	0.5	0:03	7:53	12:48	17:03
108	林ヶ峰	0.6	0:01	8:49	10:54	17:59	0.6	0:01	7:52	12:47	17:02
107	JA直売所前	2.3	0:05	8:50	10:55	18:00	2.3	0:01	7:51	12:46	17:01
156	葛谷	1.5	0:04	8:55	11:00	18:05	1.5	0:05	7:46	12:41	16:56
106	切畑	0.8	0:01	8:59	11:04	18:09	0.8	0:04	7:42	12:37	16:52
105	福垣内	0.6	0:02	9:00	11:05	18:10	0.6	0:01	7:41	12:36	16:51
118	西野山北	0.4	0:01	9:02	11:07	18:12	0.4	0:02	7:39	12:34	16:49
117	江川農業会館前	0.3	0:00	9:03	11:08	18:13	0.3	0:01	7:38	12:33	16:48
116	猪岡	0.5	0:01	9:03	11:08	18:13	0.5	0:00	7:38	12:33	16:48
115	名手下	1.1	0:02	9:04	11:09	18:14	1.1	0:01	7:37	12:32	16:47
154	巡回穴伏	1.0	0:03	9:06	11:11	18:16	1.0	0:02	7:35	12:30	16:45
600	コメリ那賀店	1.0	0:11	9:09	11:14	18:19	1.0	0:02	7:33	12:28	16:43
100	紀の川市那賀支所			9:20	11:25	18:30		0:03	7:30	12:25	16:40
		20.3	0:50				20.3	0:50			

粉河那賀路線										
(2) 川原西脇コース										
No.	停留所	和程	所要	↓			所要	↑		
100	紀の川市那賀支所	0.4	0:02	9:30	13:25	14:30		7:20	16:30	19:45
101	名手駅前	0.3	0:01	9:32	13:27	14:32	0:09	7:11	16:21	19:36
102	西元町	0.7	0:02	9:33	13:28	14:33	0:01	7:10	16:20	19:35
601	藤崎	0.8	0:02	9:35	13:30	14:35	0:02	7:08	16:18	19:33
200	那賀総合センター前	0.3	0:01	9:37	13:32	14:37	0:02	7:06	16:16	19:31
201	丹生橋東	0.8	0:01	9:38	13:33	14:38	0:01	7:05	16:15	19:30
202	上野井団地前	0.7	0:02	9:39	13:34	14:39	0:01	7:04	16:14	19:29
203	馬宿	0.4	0:00	9:41	13:36	14:41	0:02	7:02	16:12	19:27
204	JA川原事業所前	0.2	0:00	9:41	13:36	14:41	0:00	7:02	16:12	19:27
205	川原保育所前	0.3	0:01	9:41	13:36	14:41	0:00	7:02	16:12	19:27
206	川原郵便局前	1.7	0:05	9:42	13:37	14:42	0:01	7:01	16:11	19:26
207	東川原	0.7	0:02	9:47	13:42	14:47	0:05	6:56	16:06	19:21
208	西川原	0.3	0:01	9:49	13:44	14:49	0:02	6:54	16:04	19:19
209	堂田辻	0.8	0:01	9:50	13:45	14:50	0:01	6:53	16:03	19:18
210	川原橋	0.5	0:01	9:51	13:46	14:51	0:01	6:52	16:02	19:17
211	庚申前	0.8	0:01	9:52	13:47	14:52	0:01	6:51	16:01	19:16
212	広域農道上丹生谷	0.7	0:01	9:53	13:48	14:53	0:01	6:50	16:00	19:15
213	中ノ才児童館前	0.8	0:01	9:54	13:49	14:54	0:01	6:49	15:59	19:14
214	中ノ才南	0.5	0:01	9:55	13:50	14:55	0:01	6:48	15:58	19:13
215	秋葉台	0.6	0:02	9:56	13:51	14:56	0:01	6:47	15:57	19:12
132	秋葉前	0.4	0:01	9:58	13:53	14:58	0:02	6:45	15:55	19:10
131	這上	0.2	0:01	9:59	13:54	14:59	0:01	6:44	15:54	19:09
130	天北	0.3	0:02	10:00	13:55	15:00	0:01	6:43	15:53	19:08
129	粉河駅	0.5	0:01	10:02	13:57	15:02	0:01	6:42	15:52	19:07
128	JA粉河支所前	0.1	0:00	10:03	13:58	15:03	0:02	6:40	15:50	19:05
153	巡回粉河	0.5	0:04	10:03	13:58	15:03	0:01	6:39	15:49	19:04
127	紀の川市粉河支所・粉河ふるさとセンター	0.3	0:02	10:07	14:02	15:07	0:01	6:38	15:48	19:03
126	井田	1.5	0:02	10:09	14:04	15:09	0:02	6:36	15:46	19:01
125	荒見東	1.0	0:02	10:11	14:06	15:11	0:02	6:34	15:44	18:59
124	西脇西	0.4	0:01	10:13	14:08	15:13	0:02	6:32	15:42	18:57
123	西脇	0.2	0:00	10:14	14:09	15:14	0:01	6:31	15:41	18:56
122	西脇グリーンタウン前	0.5	0:01	10:14	14:09	15:14	0:00	6:31	15:41	18:56
121	麻生津中	0.4	0:01	10:15	14:10	15:15	0:01	6:30	15:40	18:55
120	麻生津大橋南	0.9	0:02	10:16	14:11	15:16	0:01	6:29	15:39	18:54
600	コメリ那賀店	1.0	0:07	10:18	14:13	15:18	0:01	6:28	15:38	18:53
100	紀の川市那賀支所			10:25	14:20	15:25	0:03	6:25	15:35	18:50
		20.5	0:55				0:55			

運休日は全路線  
1月1日～1月3日

打田粉河路線									
(3) 赤尾藤井コース									
No.	停留所	和程	所要	↓			所要	↑	
152	紀の川市役所	1.0	0:03	6:45	10:05	17:15		14:00	16:00
151	打田駅	0.9	0:03	6:48	10:08	17:18	0:11	13:49	15:49
150	那賀病院	1.0	0:02	6:51	10:11	17:21	0:03	13:46	15:46
149	打田国道口	1.0	0:01	6:53	10:13	17:23	0:03	13:43	15:43
148	広野北	0.5	0:01	6:54	10:14	17:24	0:01	13:42	15:42
147	赤尾南	0.4	0:00	6:55	10:15	17:25	0:01	13:41	15:41
146	赤尾	0.5	0:01	6:55	10:15	17:25	0:00	13:41	15:41
145	南志野南	0.4	0:01	6:56	10:16	17:26	0:01	13:40	15:40
144	南志野集会所前	0.2	0:01	6:57	10:17	17:27	0:01	13:39	15:39
143	南志野	0.3	0:00	6:58	10:18	17:28	0:01	13:38	15:38
142	北志野	0.3	0:01	6:58	10:18	17:28	0:00	13:38	15:38
141	北長田	0.4	0:01	6:59	10:19	17:29	0:01	13:37	15:37
140	北長田中	0.5	0:01	7:00	10:20	17:30	0:01	13:36	15:36
139	広域農道北長田	1.6	0:03	7:01	10:21	17:31	0:01	13:35	15:35
138	中津川南	0.7	0:02	7:04	10:24	17:34	0:03	13:32	15:32
137	藤井北	0.4	0:01	7:06	10:26	17:36	0:02	13:30	15:30
136	藤井	0.6	0:01	7:07	10:27	17:37	0:01	13:29	15:29
135	猪の垣	0.5	0:01	7:08	10:28	17:38	0:01	13:28	15:28
134	粉河寺西	0.3	0:00	7:09	10:29	17:39	0:01	13:27	15:27
133	粉河寺	0.4	0:01	7:09	10:29	17:39	0:00	13:27	15:27
132	秋葉前	0.4	0:01	7:10	10:30	17:40	0:01	13:26	15:26
131	這上	0.2	0:01	7:11	10:31	17:41	0:01	13:25	15:25
130	天北	0.3	0:02	7:12	10:32	17:42	0:01	13:24	15:24
129	粉河駅	0.5	0:01	7:14	10:34	17:44	0:01	13:23	15:23
128	JA粉河支所前	0.1	0:00	7:15	10:35	17:45	0:02	13:21	15:21
153	巡回粉河	0.2	0:02	7:15	10:35	17:45	0:01	13:20	15:20
602	オークワ粉河店	0.9	0:02	7:17	10:37	17:47	0:02	13:18	15:18
603	松源粉河店	0.8	0:02	7:19	10:39	17:49	0:02	13:16	15:16
604	長田	0.5	0:01	7:21	10:41	17:51	0:02	13:14	15:14
605	深田	0.3	0:00	7:22	10:42	17:52	0:02	13:12	15:12
606	深田北	0.5	0:01	7:22	10:42	17:52	0:00	13:12	15:12
611	上田井	0.6	0:01	7:23	10:43	17:53	0:01	13:11	15:11
147	赤尾南	0.5	0:01	7:24	10:44	17:54	0:01	13:10	15:10
148	広野北	1.0	0:01	7:25	10:45	17:55	0:01	13:09	15:09
149	打田国道口	1.0	0:03	7:26	10:46	17:56	0:01	13:08	15:08
150	那賀病院	0.9	0:03	7:29	10:49	17:59	0:02	13:06	15:06
151	打田駅	1.0	0:13	7:32	10:52	18:02	0:03	13:03	15:03
152	紀の川市役所			7:45	11:05	18:15	0:03	13:00	15:00
		21.6	1:00				1:00		

打田粉河路線									
(4) 長田竜門コース									
No.	停留所	和程	所要	↓		所要	↑		
152	紀の川市役所	1.0	0:03	9:00	16:10			8:50	12:50
151	打田駅	0.9	0:03	9:03	16:13	0:09		8:41	12:41
150	那賀病院	0.7	0:02	9:06	16:16	0:03		8:38	12:38
229	JA営農センター前	0.4	0:01	9:08	16:18	0:04		8:34	12:34
228	打田	0.4	0:01	9:09	16:19	0:01		8:33	12:33
227	打田南	1.0	0:02	9:10	16:20	0:01		8:32	12:32
226	窪	1.2	0:03	9:12	16:22	0:02		8:30	12:30
225	遠方西	0.6	0:01	9:15	16:25	0:03		8:27	12:27
224	遠方東	0.3	0:00	9:16	16:26	0:01		8:26	12:26
223	遠方橋	0.7	0:02	9:16	16:26	0:00		8:26	12:26
222	風市西	0.3	0:00	9:18	16:28	0:02		8:24	12:24
221	風市	0.3	0:01	9:18	16:28	0:00		8:24	12:24
220	杉原西	0.4	0:00	9:19	16:29	0:01		8:23	12:23
219	竜門小学校東	0.4	0:01	9:19	16:29	0:00		8:23	12:23
218	杉原	0.3	0:00	9:20	16:30	0:01		8:22	12:22
217	荒見	0.3	0:01	9:20	16:30	0:00		8:22	12:22
245	竜門橋南詰	0.5	0:00	9:21	16:31	0:00		8:22	12:22
216	エバークリーン団地前	0.5	0:01	9:21	16:31	0:01		8:21	12:21
236	荒見中	1.6	0:03	9:22	16:32	0:01		8:20	12:20
126	井田	0.3	0:02	9:25	16:35	0:03		8:17	12:17
127	紀の川市粉河支所・粉河ふるさとセンター	0.6	0:02	9:27	16:37	0:02		8:15	12:15
602	オークワ粉河店	0.9	0:02	9:29	16:39	0:02		8:13	12:13
603	松源粉河店	0.8	0:02	9:31	16:41	0:02		8:11	12:11
604	長田	0.5	0:01	9:33	16:43	0:02		8:09	12:09
605	深田	0.3	0:00	9:34	16:44	0:02		8:07	12:07
606	深田北	0.5	0:01	9:34	16:44	0:00		8:07	12:07
611	上田井	0.6	0:01	9:35	16:45	0:01		8:06	12:06
147	赤尾南	0.5	0:01	9:36	16:46	0:01		8:05	12:05
148	広野北	1.0	0:01	9:37	16:47	0:01		8:04	12:04
149	打田国道口	1.0	0:03	9:38	16:48	0:01		8:03	12:03
150	那賀病院	0.9	0:03	9:41	16:51	0:02		8:01	12:01
151	打田駅	1.0	0:11	9:44	16:54	0:03		7:58	11:58
152	紀の川市役所			9:55	17:05	0:03		7:55	11:55
		20.7	0:55			0:55			

運休日は全路線

1月1日～1月3日

打田貴志川路線																		
(5) 打田貴志川コース																		
No.	停留所	和程	所要	↓								所要	↑					
152	紀の川市役所	1.0	0:03	6:40	8:15	12:10	13:55	15:15	17:25	18:30		9:05	10:35	15:05	16:20	17:15	19:25	
151	打田駅	0.9	0:03	6:43	8:18	12:13	13:58	15:18	17:28	18:33	0:09	8:56	10:26	14:56	16:11	17:06	19:16	
150	那賀病院	1.8	0:04	6:46	8:21	12:16	14:01	15:21	17:31	18:36	0:03	8:53	10:23	14:53	16:08	17:03	19:13	
300	尾崎北	0.3	0:01	6:50	8:25	12:20	14:05	15:25	17:35	18:40	0:05	8:48	10:18	14:48	16:03	16:58	19:08	
301	北畑野上	0.2	0:01	6:51	8:26	12:21	14:06	15:26	17:36	18:41	0:01	8:47	10:17	14:47	16:02	16:57	19:07	
302	東国分児童公園南	0.5	0:01	6:52	8:27	12:22	14:07	15:27	17:37	18:42	0:01	8:46	10:16	14:46	16:01	16:56	19:06	
303	下井阪駅東	0.8	0:04	6:53	8:28	12:23	14:08	15:28	17:38	18:43	0:01	8:45	10:15	14:45	16:00	16:55	19:05	
304	オーストリート前	1.7	0:03	6:57	8:32	12:27	14:12	15:32	17:42	18:47	0:03	8:42	10:12	14:42	15:57	16:52	19:02	
305	桃源郷口	0.3	0:01	7:00	8:35	12:30	14:15	15:35	17:45	18:50	0:04	8:38	10:08	14:38	15:53	16:48	18:58	
306	八坂神社前	0.7	0:02	7:01	8:36	12:31	14:16	15:36	17:46	18:51	0:01	8:37	10:07	14:37	15:52	16:47	18:57	
307	段	0.5	0:01	7:03	8:38	12:33	14:18	15:38	17:48	18:53	0:02	8:35	10:05	14:35	15:50	16:45	18:55	
308	市場	0.5	0:03	7:04	8:39	12:34	14:19	15:39	17:49	18:54	0:01	8:34	10:04	14:34	15:49	16:44	18:54	
309	紀の川市桃山支所	0.5	0:01	7:07	8:42	12:37	14:22	15:42	17:52	18:57	0:01	8:33	10:03	14:33	15:48	16:43	18:53	
310	北神田	0.4	0:01	7:08	8:43	12:38	14:23	15:43	17:53	18:58	0:02	8:31	10:01	14:31	15:46	16:41	18:51	
311	三船神社前	1.2	0:02	7:09	8:44	12:39	14:24	15:44	17:54	18:59	0:01	8:30	10:00	14:30	15:45	16:40	18:50	
312	桃源郷運動公園下	0.3	0:00	7:11	8:46	12:41	14:26	15:46	17:56	19:01	0:02	8:28	9:58	14:28	15:43	16:38	18:48	
313	三和公民館前	1.0	0:02	7:11	8:46	12:41	14:26	15:46	17:56	19:01	0:00	8:28	9:58	14:28	15:43	16:38	18:48	
314	きらめきセンター	0.7	0:01	7:13	8:48	12:43	14:28	15:48	17:58	19:03	0:02	8:26	9:56	14:26	15:41	16:36	18:46	
315	小林	0.3	0:00	7:14	8:49	12:44	14:29	15:49	17:59	19:04	0:01	8:25	9:55	14:25	15:40	16:35	18:45	
316	小林西	1.0	0:03	7:14	8:49	12:44	14:29	15:49	17:59	19:04	0:00	8:25	9:55	14:25	15:40	16:35	18:45	
338	最上公民館前	1.0	0:03	7:17	8:52	12:47	14:32	15:52	18:02	19:07	0:03	8:22	9:52	14:22	15:37	16:32	18:42	
317	尼岡橋	0.5	0:01	7:20	8:55	12:50	14:35	15:55	18:05	19:10	0:03	8:19	9:49	14:19	15:34	16:29	18:39	
318	桃山第2工業団地	0.4	0:00	7:21	8:56	12:51	14:36	15:56	18:06	19:11	0:01	8:18	9:48	14:18	15:33	16:28	18:38	
319	曾池前	1.1	0:01	7:21	8:56	12:51	14:36	15:56	18:06	19:11	0:00	8:18	9:48	14:18	15:33	16:28	18:38	
320	貴志川大橋東詰	1.1	0:02	7:22	8:57	12:52	14:37	15:57	18:07	19:12	0:01	8:17	9:47	14:17	15:32	16:27	18:37	
321	ショッピングタウン前	0.4	0:02	7:24	8:59	12:54	14:39	15:59	18:09	19:14	0:02	8:15	9:45	14:15	15:30	16:25	18:35	
322	紀の川市貴志川支所	1.1	0:09	7:26	9:01	12:56	14:41	16:01	18:11	19:16	0:01	8:14	9:44	14:14	15:29	16:24	18:34	
323	貴志駅			7:35	9:10	13:05	14:50	16:10	18:20	19:25	0:04	8:10	9:40	14:10	15:25	16:20	18:30	
		20.2	0:55								0:55							

運休日は全路線

1月1日～1月3日

打田貴志川路線									
(6) 細野貴志川コース									
No.	停留所	キロ程	所要	↓			所要	↑	
337	垣内	0.9	0:02	9:00	11:40	15:30		11:40	15:30
336	細野キャンプ場前	3.1	0:06	9:02	11:42	15:32	0:02	11:38	15:28
335	光長集会所前	1.0	0:02	9:08	11:48	15:38	0:06	11:32	15:22
334	三宝寺集会所前	1.0	0:02	9:10	11:50	15:40	0:02	11:30	15:20
333	蛭の里	0.4	0:01	9:12	11:52	15:42	0:02	11:28	15:18
332	野田原集会所前	1.4	0:02	9:13	11:53	15:43	0:01	11:27	15:17
331	神繩掛	1.7	0:02	9:15	11:55	15:45	0:02	11:25	15:15
330	銚子ノ口集会所前	2.6	0:04	9:17	11:57	15:47	0:02	11:23	15:13
329	山田ダム	0.6	0:01	9:21	12:01	15:51	0:04	11:19	15:09
328	貴志川スポーツ公園前	0.8	0:01	9:22	12:02	15:52	0:01	11:18	15:08
327	箆池前	0.3	0:00	9:23	12:03	15:53	0:01	11:17	15:07
326	農業試験場入口	0.6	0:01	9:23	12:03	15:53	0:00	11:17	15:07
325	消防器具庫前	0.3	0:01	9:24	12:04	15:54	0:01	11:16	15:06
324	山口団地	0.7	0:02	9:25	12:05	15:55	0:01	11:15	15:05
323	貴志駅	1.1	0:03	9:27	12:07	15:57	0:02	11:13	15:03
322	紀の川市貴志川支所			9:30	12:10	16:00	0:03	11:10	15:00
		16.5	0:30				0:30		

粉河桃山路線									
(7) 桃山鞍瀨コース									
No.	停留所	キロ程	所要	↓			所要	↑	
422	下志賀	1.5	0:04	7:30	9:40			9:40	14:00
421	鳥瀨	1.5	0:01	7:34	9:44	0:10	0:10	9:30	13:50
420	出会橋	0.4	0:01	7:35	9:45	0:01	0:01	9:29	13:49
419	北原	1.4	0:01	7:36	9:46	0:01	0:01	9:28	13:48
418	鞍瀨八幡前	0.3	0:00	7:37	9:47	0:01	0:01	9:27	13:47
417	鞍瀨駐在所前	0.5	0:00	7:37	9:47	0:00	0:00	9:27	13:47
416	鞍瀨保育所前	1.0	0:02	7:37	9:47	0:00	0:00	9:27	13:47
415	湯ノ本	1.2	0:02	7:39	9:49	0:02	0:02	9:25	13:45
414	新子	0.5	0:01	7:41	9:51	0:02	0:02	9:23	13:43
413	大西	0.6	0:01	7:42	9:52	0:01	0:01	9:22	13:42
410	細野口	1.6	0:03	7:43	9:53	0:01	0:01	9:21	13:41
411	彦谷口	0.5	0:01	7:46	9:56	0:03	0:03	9:18	13:38
412	和田	0.5	0:01	7:47	9:57	0:01	0:01	9:17	13:37
411	彦谷口	1.6	0:02	7:48	9:58	0:01	0:01	9:16	13:36
410	細野口	1.0	0:02	7:50	10:00	0:02	0:02	9:14	13:34
409	高原	2.0	0:05	7:52	10:02	0:02	0:02	9:12	13:32
408	黒川	1.3	0:02	7:57	10:07	0:05	0:05	9:07	13:27
407	桃山小学校跡前	1.7	0:04	7:59	10:09	0:02	0:02	9:05	13:25
406	善田集会所前	1.1	0:03	8:03	10:13	0:04	0:04	9:01	13:21
405	大原	0.5	0:01	8:06	10:16	0:03	0:03	8:58	13:18
404	大原口	0.7	0:01	8:07	10:17	0:01	0:01	8:57	13:17
403	犬の墓	0.7	0:01	8:08	10:18	0:01	0:01	8:56	13:16
402	中の宮	0.5	0:01	8:09	10:19	0:01	0:01	8:55	13:15
401	五百谷口	0.3	0:00	8:10	10:20	0:01	0:01	8:54	13:14
400	滝の平	1.5	0:02	8:10	10:20	0:00	0:00	8:54	13:14
311	三船神社前	0.4	0:01	8:12	10:22	0:02	0:02	8:52	13:12
310	北神田	0.5	0:02	8:13	10:23	0:01	0:01	8:51	13:11
309	紀の川市桃山支所	0.5	0:03	8:15	10:25	0:02	0:02	8:49	13:09
308	市場	0.5	0:01	8:18	10:28	0:03	0:03	8:46	13:06
307	段	2.7	0:11	8:19	10:29	0:01	0:01	8:45	13:05
304	オー 스트リート前			8:30	10:40	0:05	0:05	8:40	13:00
		29.0	1:00				1:00		

運休日は全路線

1月1日～1月3日

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	紀の川市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	58,816
交通不便地域等	58,816

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
58,816	全域	半島振興法
482	上鞆渚・下鞆渚・中鞆渚・桃山町垣内・桃山町中畑・桃山町峯	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
紀の川市地域公共交通計画	令和6年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	小型			13	令和4年10月			一括
			(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース								
			(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース								
			(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所コース	小型			13	令和4年10月			一括
			(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース								
			(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース								
			(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース								

- (注)
- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
  - 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
  - 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
  - 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
  - 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	1	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	小型			13	令和4年10月			一括
			(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース								
			(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース								
			(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又は**プティバス**の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。